

国立大学法人大分大学における令和3年4月1日付け事務組織の改組に伴う関係細則の整備に関する細則

令和3年3月29日制定
令和3年細則第10号

(国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に置く室に関する細則の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に置く室に関する細則(平成29年細則第10号)第3条第4項第6号の規定中「財務部財務課長」を「財務部財務企画課長」とする。

(国立大学法人大分大学契約審査委員会細則の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学契約審査委員会細則(平成21年細則第9号)第3条第1項第6号を削る。

(国立大学法人大分大学公正入札調査委員会細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学公正入札調査委員会細則(平成21年細則12号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条の規定中「財務課長」を「財務企画課長」とする。
- (2) 第7条の規定中「財務部財務課」を「財務部財務企画課」とする。

(国立大学法人大分大学資金運用委員会細則の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学資金運用委員会細則(平成29年細則第15号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第1項第2号の規定中「財務部経理課長」を「財務部財務企画課長」とする。
- (2) 第9条の規定中「財務部経理課」を「財務部財務企画課」とする。

(国立大学法人大分大学職員会館使用細則の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学職員会館使用細則(平成21年細則17号)第13条第2項の規定中「医学・病院事務部経営管理課」を「財務部経理課挾間調達室」とする。

(国立大学法人大分大学患者家族滞在施設使用細則の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学患者家族滞在施設使用細則(平成26年細則第1号)第12条の規定中「医学・病院事務部経営管理課」を「財務部経理課挾間調達室」とする。

(国立大学法人大分大学挾間キャンパス交通対策専門部会細則の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学挾間キャンパス交通対策専門部会細則(平成25年細則第20号)第7条の規定中「医学・病院事務部経営管理課」を「医学・病院事務部経営戦略課」とする。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。